

随意契約の契約状況表

(会計課)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	会計課	総合収納システム改 修(コンビニチャネル 廃止対応)業務委託	令和7年8月1日	大分市府内町3丁目4 番1号 株式会社 大分銀行	829,400	2号	本市では、平成28年度から公金収納サービスを導入し、金融機関で収納された領収済通知書や口座振替等の公金収納情報を、通信回線を用いて授受している。当該サービスの導入契約は「収納代理金融機関等が収納した公金を一括管理し取りまとめることができる」本市指定金融機関の株式会社 大分銀行と締結している。 本業務は、コンビニチャネルの廃止に伴い、公金収納サービスを改修するものである。 本業務は、既存の公金収納サービス提供事業者によってしか履行することができず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公金収納サービス提供者である(株)大分銀行 取締役頭取 高橋 靖英 と随意契約を行うものである。